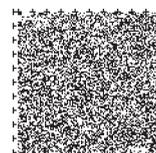


大綱  
1

市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち



## 大綱1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

### 1 コミュニティ\*活動の推進

#### 施策の現状

世帯構造の変化や地域住民の価値観の多様化などに伴い、地域のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足等の問題が生じています。

一方で、東日本大震災等においてNPO\*活動やボランティア活動が大きな役割を果たし、地域コミュニティの重要性が再認識されるとともに、高齢化のさらなる進行や、防災、防犯などの面で、地域コミュニティと行政との協働により、地域の課題を解決していくことが求められています。

このような中、本市では、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の4地区にそれぞれコミュニティ推進協議会が組織され、小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会の設立を促進しています。

平成29(2017)年3月末現在、市内に12の地区コミュニティ協議会が設立されており、それぞれの地域に密着した事業を展開しています。

#### 施策の課題

高齢者福祉や子育て支援、防災・防犯・交通安全活動など、地域における行政サービスに対するニーズは多様化・高度化しており、市民、事業者、行政等が協力・連携し、地域コミュニティと市の協働により、地域課題の解決に向け取り組んでいくことが一層、求められています。

このため、地区コミュニティ協議会が未設立となっている小学校区における設立を引き続き促進することが必要です。

#### 施策の目的

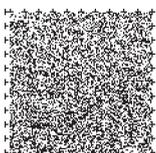
市民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域のコミュニティづくりを目指します。

#### 施策の内容

##### (1) コミュニティ意識の高揚

市民のコミュニティ活動への自主的参加を促進するため、各地域における取り組みなどの情報提供や、組織の担い手となる地域リーダーの育成支援に努めます。

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 主な取組み | ○市民活動状況の情報提供<br>○コミュニティ団体の研修活動の支援 |
|-------|-----------------------------------|



## (2) コミュニティ活動の活性化支援

地区コミュニティ協議会や地域固有のコミュニティ活動に対する支援などの充実を図ることにより、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、地域のコミュニティ組織の設立を引き続き支援するとともに、コミュニティ組織の連携を図ります。

- 主な取組み
- 久喜市市民活動推進条例の普及
  - コミュニティ活動の支援
  - 地区コミュニティ協議会の設立支援

## (3) コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあい・交流の場であり、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、コミュニティ施設の整備・充実を図ることで、コミュニティ活動の支援と推進を図ります。

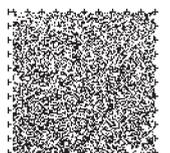
- 主な取組み
- コミュニティセンターの適切な維持管理
  - コミュニティセンターの整備
  - 中規模集会施設の整備

### 成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
コミュニティ施設の利用者数	人	166,070	167,000	
地区コミュニティ協議会の組織数	団体	12	21	

### 協働の指針

○地域社会の一員としてまちづくりに取り組み、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加します。



## 2 協働のまちづくりの推進

### 施策の現状

近年の多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、地域が必要とするサービスを多元的に提供していくためには、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。

本市では、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにした久喜市自治基本条例を定め、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進しています。

また、久喜市市民参加条例に基づき、毎年度市民参加計画を定め、市民参加実施計画を公表し、市民が計画的に市政に参加できるよう配慮するとともに、積極的な市民参加を促す市民参加推進員制度の活用を図るなど、多様な市民参加の手法による協働の仕組みづくりに努めています。

さらに、市民との協働によるまちづくりを推進するために、平成29（2017）年4月から、NPO\*法人の設立認証等事務について、県から権限移譲を受けています。

### 施策の課題

近年、地方分権の進展、少子高齢化、住民意識の多様化など社会環境は大きく変化しています。

このような中、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このため、地域コミュニティ\*活動を行う団体やNPO法人など多様な組織と行政が協働できる体制の確立を図ることが必要です。

### 施策の目的

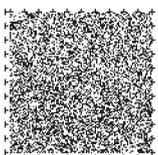
地域コミュニティや市民の参加する様々な組織と行政が、それぞれの役割と責任により協力して、市民参画・協働のまちづくりを目指します。

### 施策の内容

#### (1) 参画の仕組みづくりから協働のまちづくりへの展開

久喜市市民参加条例に基づき、対象施策についての市民参加を求めるとともに、市民との協働による多様なまちづくりを推進します。

- |       |  |
|-------|--|
| 主な取組み | ○久喜市市民参加条例の普及<br>○市民活動の情報提供<br>○市民参加推進員制度の活用 |
|-------|--|



## (2) 市民団体、ボランティア等の育成・支援

地域における公共的課題を解決していくため、市民活動に関する情報提供や市民活動団体への支援を行います。

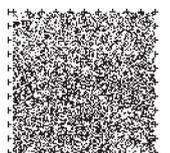
- 主な取組み
- 市民活動の情報提供（再掲）
  - 地域活動団体への支援
  - 市民活動推進補助事業

### 成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
附属機関公募委員の応募率	%	141.0	150.0	
市民参加推進員登録者数	人	23	55	

### 協働の指針

○地域社会に関心を持ち、まちづくりや行政活動、市民意見提出制度（パブリック・コメント）\*、市民説明会、ワークショップ\*等に進んで参画します。



## 3 人権の尊重

### 施策の現状

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていますが、今日でも様々な人権問題が存在しています。

本市では、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、地域、家庭、学校、企業及び関係機関との連携を図りながら、人権教育・啓発の諸施策を積極的に推進するとともに、同和対策事業としての隣保館事業にも積極的に取り組んでいます。

このような状況の中で、講演会や各種研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、広報活動、人権のつどいなどの啓発活動や教育活動は大きな効果をもたらしています。

また、隣保館事業の地域ふれあい交流事業等は人権意識の向上と地域住民の生きがいづくり等に貢献しています。

### 施策の課題

近年、急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が課題となっており、依然として差別意識は存在しています。

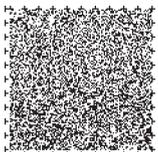
このため、関係機関・団体等との連携強化のもと、新たな諸課題を含め、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発活動を行政や学校関係者だけでなく、企業や民間団体に対して積極的な参加を呼びかけながら、効果的・継続的に推進する必要があります。

隣保館については、近隣地域における文化の向上と地域福祉や交流の場として活用することにより、人権啓発のさらなる推進を図るための拠点施設として、住民の生活課題に応じた相談の場としての役割も求められています。

### 施策の目的

すべての人の人権を尊重し、互いに認め合う市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

しょうぶ会館において、円滑かつ効果的に隣保館事業を推進します。



## 施策の内容

### (1) 人権教育と啓発活動の充実・推進

市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の久喜市人権施策推進会議を中心とし、関係機関と密接な連携及び協力を確保しながら、推進活動体制の一層の充実に努めます。

また、地域、家庭、学校、企業及び関係機関と連携を図り、イベント等を活用しながら、人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

- |       |   |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>○久喜市人権施策推進指針、同和行政・教育の基本方針、人権施策実施計画の推進</li> <li>○人権啓発事業</li> <li>○研修会・講習会の充実</li> <li>○人権を尊重する教育の充実</li> <li>○地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携強化</li> <li>○イベント等を活用した人権啓発の充実</li> </ul> |
|-------|---|

### (2) きめ細かな相談活動

国や県及び人権擁護委員等と連携し、きめ細かな相談活動ができる体制を整え、人権相談などの人権擁護活動の一層の充実に努めます。

- |       |  |
|-------|--|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権相談の充実</li> <li>○女性の悩み相談事業</li> </ul> |
|-------|--|

### (3) 隣保館事業の推進

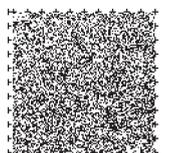
しょうぶ会館の隣保館事業として実施している、教室・講座、隣保館デイサービス事業や世代を超えた交流事業を積極的に推進します。

- |       |   |
|-------|---|
| 主な取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種教室、講座事業</li> <li>○隣保館デイサービス事業</li> <li>○交流事業</li> </ul> |
|-------|---|

### (4) 環境改善対策の推進

道路整備など、対象地域の生活環境の改善を推進します。

- |       |                |
|-------|----------------|
| 主な取組み | ○道路などの生活環境整備事業 |
|-------|----------------|



### (5) 都市宣言の推進

久喜市「人間尊重・平和都市」宣言を推進し、すべての人間が尊重された真の平和の実現を目指します。

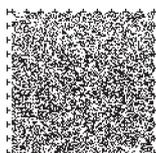
主な取組み ○都市宣言関連事業

#### 成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
人権に関する相談窓口の設置数	回	51	51	

#### 協働の指針

- 基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めます。
- 平等、公平、普遍性を持って行動を実践します。
- 事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃します。



## 4 男女共同参画社会の実現

### 施策の現状

少子高齢化の進行、国際化の進展、ライフスタイル\*や家族形態の多様化など社会環境の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別による役割分担意識が依然として残っています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、久喜市男女共同参画を推進する条例や久喜市男女共同参画行動計画に基づき、行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画推進月間事業をはじめ様々な取組みを進めています。

### 施策の課題

男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識改革を進めていくことが課題です。

また、審議会等への女性の登用を推進すること、男女共同参画に関する周知度を上げていくことが必要です。

さらに、性別による役割分担意識の解消のため、男女の働き方を見直し、男性がより育児・介護・地域活動等に参画できるよう、働きかけを行うことも求められています。

### 施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、久喜市男女共同参画行動計画に基づく意識づくりや環境づくりを進めます。

### 施策の内容

#### (1) 男女の人権を尊重したまちづくり

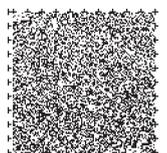
人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動を推進するとともに、性別による暴力の根絶に努め、男女の人権が尊重される社会の形成を図ります。

- |       |  |
|-------|--|
| 主な取組み | ○人権尊重意識の啓発活動<br>○女性の悩み相談事業（再掲）<br>○配偶者等からの暴力による被害者支援対策 |
|-------|--|

#### (2) 男女共同参画の意識づくり

広報・啓発活動等を通じ、性別や年齢を問わず、誰もが関わることとして、男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進を図ります。

- |       |                |
|-------|----------------|
| 主な取組み | ○男女共同参画意識の啓発活動 |
|-------|----------------|



### (3) 男女共同参画を推進する体制づくり

教育の場における男女平等教育の推進をはじめ、職場や家庭、地域などの社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女平等を推進する教育・学習の充実に努めます。

また、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、自らの意思により、職場や家庭、地域などのあらゆる分野に参画できる環境づくりを図り、さらには久喜市男女共同参画を推進する条例、久喜市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画を推進するための推進体制の充実、強化に努めます。

- 主な取組み
- 久喜市男女共同参画を推進する条例の普及
  - 久喜市男女共同参画行動計画の推進
  - 審議会等の女性登用率の向上
  - 男女共同参画推進団体の活動支援

### (4) あらゆる世代の男女が安心して生活できる環境づくり

家庭生活とその他の社会生活活動の両立を支援するため、子育てや介護への支援と充実を図るとともに、高齢者等が安心していきいきと生活できる環境と男女の就労者が家庭と仕事の両立ができる環境づくりに努めます。

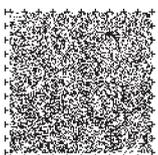
- 主な取組み
- 家庭生活と社会生活活動の両立支援
  - 各種相談事業

#### 成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
男女共同参画の周知度	%	53.1	80.0	
市の審議会等における女性委員の登用率	%	33.7	40.0	

#### 協働の指針

- 男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- 男女が対等に参画できる機会を確保し、職場の活動と家庭や地域などの活動を両立できる環境を整えるよう努めます。



## 5 交流活動の推進

### 施策の現状

近年、海外旅行が身近となり、また日本を訪れる外国人が多くなったことで、国際交流の機会は増加しており、国際社会に対応できる地域づくりが求められています。また、市民がより広い視野で外国や他の地域を見ることが出来るよう、地域間の交流活動を積極的に行うことが求められています。

このような中、本市では、平成 25（2013）年 8 月に青森県上北郡野辺地町と友好都市協定を締結し、地域間交流を深めるとともに、平成 27（2015）年 8 月にアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市と姉妹都市協定を締結し、国際交流を積極的に推進しています。

また、平成 29（2017）年 1 月における本市の外国籍市民は 2 千人を超えています。これらの外国籍市民に日本語学習の支援及び日常生活に必要な情報を提供するため、日本語教室を開催するとともに、生活情報に関する情報提供を行っています。

### 施策の課題

国際社会に対応できる地域づくりを進めるためには、他国の文化を知り理解するとともに、外国籍市民にも日本を理解してもらうことが大切です。このため、市民の様々な国際交流活動の促進や、外国語による生活情報等の提供に努めるとともに、外国籍市民が地域住民と協働して地域づくりに参加できるような仕組みづくりも求められています。

また、団体や個人が国内外交流活動を進めていくための支援も必要です。

### 施策の目的

外国籍市民に対して必要な支援を行うとともに、市民が国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解して、外国人との相互理解を目指します。

また、ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野における地域間交流を促進します。

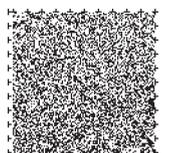
### 施策の内容

#### （1）国際交流の促進

国際感覚を有する人材の育成を図るとともに、地域に根ざした国際交流を推進するため、姉妹都市との交流を促進します。

また、市民との多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国籍市民との交流を推進します。

- |       |               |
|-------|---------------|
| 主な取組み | ○中学生派遣・受け入れ事業 |
|       | ○成人国際親善交流の促進  |
|       | ○国際交流団体等への支援  |
|       | ○姉妹都市との交流の促進  |



## (2) 地域間交流の促進

ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野での交流を拡大し、地域の相互発展のため、友好都市との交流を促進するとともに、市民の交流を促進します。

- 主な取組み
- 地域間交流の情報提供
  - 国内交流事業
  - 友好都市との交流の促進

## (3) 外国籍市民の住みやすい環境整備

外国籍市民が快適な生活を送れるよう、外国語による生活情報の提供や日本語教室の充実等に努めます。

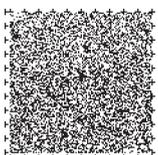
- 主な取組み
- 外国語による情報提供の充実
  - 日本語教室の充実

### 成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
日本語教室参加者数	人	102	120	
外国語（併記）刊行物の発行種類数	種類	0	1	

### 協働の指針

○国際交流・地域間交流活動などに積極的に参加し、異なる文化や歴史・生活習慣を学び理解するように努めます。



## 6 情報公開の推進

### 施策の現状

市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、公正で開かれた市政運営を確保するため、市は市民と情報を共有しながら市政を運営していくことが求められています。

本市では、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開に努めています。

### 施策の課題

情報公開は、地域の活性化や戦略的なまちづくり、市民参加のまちづくりには欠かせないものとなっています。個人情報の保護に配慮しながら、市政に関する情報を積極的に市民へ提供していく必要があります。

### 施策の目的

社会の変化に対応した市民のまちづくり活動に役立てるために、情報の積極的な公開と個人情報の保護に努め、開かれた市役所を目指します。

### 施策の内容

#### (1) 情報の公開と個人情報の保護

市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供は、市が保有する個人情報の保護等とのバランスを常に考え、久喜市情報公開条例に基づいた情報の公開の推進に努めます。

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 主な取組み | ○情報公開制度の適正な運用   |
|       | ○個人情報保護制度の適正な運用 |

#### (2) 市政情報の提供

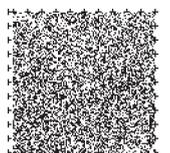
公文書館では、行政資料コーナーの充実や歴史公文書を閲覧に供する等、市政情報の窓口の機能を通じて、市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供に努めます。

- |       |              |
|-------|--------------|
| 主な取組み | ○公文書館活動の充実   |
|       | ○市政情報の積極的な提供 |

#### (3) 公文書の適正管理

公文書等の管理に関する法律が施行され、地方公共団体もこの法律の趣旨に則り、保有する公文書を適正に管理する必要があります。本市では、ファイリング・システムによる公文書の適正な管理に努めます。

- |       |            |
|-------|------------|
| 主な取組み | ○公文書の適正な管理 |
|-------|------------|

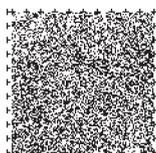


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
歴史公文書の所蔵件数	件	17,682	24,000	

協働の指針

○市政に深い関心を持ち、市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。



## 7 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進

### 施策の現状

本市が引き続き活力を維持し、人口減少社会の中で発展していくためには、多くの人から「選ばれるまち」になることが重要です。自治体間の競争が激しくなっていることから、本市の魅力や特徴などを迅速かつ適切に情報発信していく必要があります。

本市の行政情報は、広報紙を通じて広く市民に発信するとともに、ホームページ、電子メール、公式 SNS\* 及び公式動画チャンネル等、様々な情報発信媒体を活用し、市民に身近でタイムリーな情報の発信に努めています。

戦略的かつ効果的な広報活動を実施するためには、市民への情報発信はもちろんのこと、市外に向けて本市の魅力を発信していく必要があります。

そのため、本市では平成 25(2013)年には久喜市シティプロモーション\*推進指針を策定、平成 26(2014)年にはシティプロモーション課を新設し、同年 8 月には久喜市 LOVE くきネットワークを設置するなど、市民と一体となって、市の知名度及びイメージの向上を目指した様々な取組みを行っています。その一つとして作製した本市の PR ビデオである「ワンカット撮影編(平成 27(2015)年度)」及び「1000 人クッキーダンス(平成 28(2016)年度)」は、日本広報協会主催の全国広報コンクールの広報企画部門で入選するという高い評価を受けています。

また、市民の声を的確に把握するため、市長への提言事業や市民懇談会のほか、平成 29(2017)年度から「市長と高校生の喜びミーティング」を実施するなど、広聴活動に取り組んでいます。

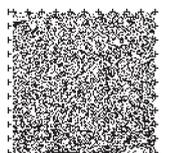
### 施策の課題

情報提供の迅速性やコスト面を見た場合、現状ではホームページを活用した情報提供が最も優位性がありますが、高齢者を中心にインターネットを活用した情報収集が困難な人も多いため、広報紙等、他の媒体での情報提供も引き続き効率よく行う必要があります。

また、ICT\*の発達に伴う社会の変化にあわせて、インターネット等を活用しながら多様な情報を市民に向けて積極的に発信していくとともに、本市の知名度を上げていくため、市の魅力や特徴を周知していくことが必要です。

### 施策の目的

本市をより知ってもらうことで、訪問先や将来の移住先に選ばれるよう、戦略的な広報・広聴活動を推進します。



施策の内容

(1) 広報・広聴活動の充実

広報紙等の刊行物やホームページを通じて、市民の暮らしとまちづくり活動のために必要な情報の積極的な発信に努めるとともに、公式 SNS、公式動画チャンネルなど、社会の変化に対応した情報提供サービスを活用します。

また、広く市民の声を聞き市政に意見を反映するため、市長への提言事業や市民懇談会等の広聴活動に努めます。

- 主な取組み
- 報道対応の充実
  - 広報刊行物等の充実
  - ホームページの充実
  - 広報活動の充実
  - 市長への提言・市民懇談会等の充実

(2) シティプロモーションの推進

本市の情報や魅力を、広報紙、ホームページ等、様々な情報発信媒体を活用することで、市内外に戦略的に広く発信し、市の知名度及びイメージを向上させ、地域への愛着や誇りを醸成することで、定住促進や交流人口の増加を図ります。

- 主な取組み
- 戦略的な情報発信の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
ホームページアクセス件数	件	5,500,768	5,550,000	
メール配信による情報提供数	件	537	550	

協働の指針

○市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページ等から市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。

